

(写)

龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 3 4 号

龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成 2 5 年龍ヶ崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 3 条関係）				別表第 2（第 3 条関係）			
1 省 略				1 省 略			
2 省 略				2 省 略			
3 龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）				3 龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）			
利用期間		開場時間	休場日	利用期間		開場時間	休場日
4 月 1 日から <u>翌年の</u> <u>3 月 3 1 日</u> まで		午前 6 時から午 後 9 時まで	毎週月曜日（月曜日が 休日に当たる場合は、 その日以後の直近の休 日でない日） <u>及び 1 2</u> <u>月 2 8 日から翌年の 1</u> <u>月 4 日</u> まで	<u>3 月 1 日から 3 月 3</u> <u>1 日まで・ 1 1 月 1</u> <u>日から 1 2 月 2 7 日</u> <u>まで</u>		午前 6 時から午 後 5 時まで	毎週月曜日（月曜日が 休日に当たる場合は、 その日以後の直近の休 日でない日）
4 省 略				4 月 1 日から <u>1 0 月</u> <u>3 1 日</u> まで		午前 6 時から午 後 9 時まで	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。